

決算審査特別委員会記録

〈くらし創造部・景観・環境局・産業・雇用振興部〉

開催日時 平成30年10月12日（金） 13:05～14:18

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

松尾 勇臣 委員長

田尻 匠 副委員長

山中 益敏 委員

小林 照代 委員

清水 勉 委員

中野 雅史 委員

乾 浩之 委員

山本 進章 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 田中 惟允 委員

出席理事者 村井 副知事

末光 総務部長

梶田 くらし創造部長兼景観・環境局長

中川 産業・雇用振興部長

森田 会計管理者（会計局長）

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第83号 平成29年度奈良県水道用水供給事業費特別会計剰余金の処分
及び決算の認定について

議第90号 平成29年度奈良県歳入歳出決算の認定について

報第29号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

〈会議の経過〉

○松尾委員長 ただいまから会議を再開します。

午後は田中委員が欠席です。

それでは、日程に従い、くらし創造部、景観・環境局及び産業・雇用振興部の審査を行

います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めてお願いします。理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

それでは、ご発言をお願いします。

○山中委員 それでは、午前中に続きまして、私から4点お聞かせいただきます。

まず初めに、青少年社会的自立支援事業についてお聞きします。平成29年度主要施策の成果に関する報告書の91ページになりますが、平成27年4月よりひきこもり相談窓口が開設され、ひきこもりの本人及び家族からの電話相談、来所相談などを通して、早期に総合的な支援を受けることで、ひきこもり当事者の社会参加を促す取り組みと理解しています。そこで、これまでの取り組みと、相談者は大体どれぐらいの数になるのかについてお聞かせいただきたいと思います。

○東川青少年・社会活動推進課長 ひきこもり支援についてお答えします。

県ではひきこもり相談窓口を青少年・社会活動推進課内に設置しており、そこに臨床心理士の資格を持つ専門の相談員を配置し、本人やご家族からの相談に応じているところであります。その中で本人の社会参加や就労に向けた支援を行っています。相談件数は、平成27年度に1,294件、平成28年度に1,831件、平成29年度に2,119件と増加しており、今年度から相談員を3人から4人に増員しました。また、来所相談、電話相談や、県中南部地域の、橿原市、五條市、大淀町への出張相談を実施するなど、ひきこもり相談や支援施策の充実に努めています。これまでの取り組みの成果としては、窓口開設の平成27年4月から平成30年3月末までの3年間に、出張相談を含めて701名の本人の方に対応し、このうち29名の方が就労、進学、復学に結びついたところです。以上です。

○山中委員 相談員の増員や、橿原市、大淀町を含めて3カ所での出張訪問相談窓口を設けていただいているとホームページ等で示されています。この間の相談者数は701名ということですが、全体のひきこもりの数は、2015年ベースで、全国的には約54万人と出ていました。この係数をそのまま使いますと、奈良県でも5,000人近くの方がひきこもりに相当するのではないかと思います。そうしますと、先ほどお聞きた約700人を、5,000人と比較しますと、14%ということで、全体から見ると、まだまだ氷山の一角を担当いただいているという認識にもなります。そこで、出張相談もしていただいていると思いますが、今後、ひきこもり対策をどのように進めていくのかについて、お聞か

せいただきたいと思います。

○東川青少年・社会活動推進課長 山中委員からもご紹介がありましたが、ひきこもりについては、内閣府が平成28年9月に公表した若者の生活に関する調査によると、全国で約54万1,000人と推計されています。人口比で見ますと、対象人口の1.57%となっており、これを本県に当てはめると約5,000人という推計が得られるところです。ひきこもりには個々に異なった背景があり、その状態もさまざまであることや、本人や家族が社会的に孤立し、行政からの相談、支援の情報が行き届かないことも考えられることから、埋もれた状態にあるひきこもりにアプローチを進めていくには、市町村はもとより、自治会等の地域住民にも協力、連携していただけるよう取り組むことが重要であると考えています。本人や家族が何らかの形で外部とつながるきっかけづくりが必要であり、そのためにも奈良県ひきこもり相談窓口の存在を広く知っていただけるよう取り組み、そこから社会参加、就労につなげられるよう着実に支援を進めていきたいと考えています。今後も、教育、医療、保健等の関係機関や、市町村、支援団体、専門家等と連携し、ひきこもりの当事者に寄り添ったよりきめ細やかな支援を実施していきたいと考えています。以上です。

○山中委員 今後どうやって掘り起こしをしていくのかについて聞かせていただきましたけれども、確かに大変難しい。本当に一人ひとりの背景が異なりますので、そういう意味では大変なところをお願いしていると思います。そうした中で、教育関係はもちろんですが、私もこういったひきこもり事案を聞くのは、地域で頑張っている民生委員が多いです。民生委員に聞きますと、本当に家の内情をよくご存じで、家族の関係も含めて知っておられるケースが多いことを耳にします。そういうことから、おっしゃっていただいた市町村、自治会への働きかけ、特に民生委員への働きかけが非常に大切かと思えますので、そのようなことを県が進めていることを含めて周知徹底していただいて、県の相談窓口と少しでもつながっていく関係づくりをしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、平成29年度主要施策の成果に関する報告書102ページの、歴史的風土保存買入事業についてお聞かせいただきたいと思います。昭和41年に古都の歴史的風土を守る目的で、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、いわゆる古都保存法が制定され、現在、古都として、県内では奈良市をはじめ天理市、橿原市など4市と、斑鳩町、明日香村が指定されています。そこで、古都保存法に基づく最近の土地の買入れ状況と、購入した土地の維持管理についてお聞かせいただきたいと思います。

○伊賀景観・自然環境課長 山中委員がお述べのとおり、買い入れ事業は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法、いわゆる古都保存法の法律上、必要がある土地の買い入れを行うことにより、歴史的風土の保存を図ることを目的としています。事業の内容としては、古都保存法における土地利用の制限により、樹木の伐採や土地の開墾、工作物の設置などができないなどの著しい制約を受ける場合に、その代償措置として土地所有者の申し出によって県が買い入れる制度です。買い入れの実績として、ここ3年間では、平成27年度は買い入れ件数14件、面積約33ヘクタール、買い入れ金額4億6,450万円、平成28年度は買い入れ件数21件、面積約59ヘクタール、金額2億8,540万円、平成29年度は買い入れ件数10件、面積約23ヘクタール、金額2億1,870万円です。買い入れ制度が開始した昭和43年度から平成29年度までの約50年間で、累計面積444ヘクタール、買い入れ金額585億2,700万円の買い入れを行ってきました。県としては、申し出を受けてから買い入れ申し出分の全てを国へ予算要望して所要額の確保を図っていますが、国庫認証減など国の予算が確保できない場合は、翌年度以降の買い入れで対応しています。最近ではこのような場合でも申し出から約2年で買い入れできている状況となっています。

次に、買い入れ地の維持管理については、奈良県植栽計画に基づき草花や果樹の植栽を行っているエリアや、県事業による除草や支障木の伐採、あるいはボランティア団体の協力による里山の復元などを図っているところです。一方、財産の保全として、隣接地との境界を明確にするためのくいの設置や、敷地内の事故や隣接地への損害に備え、賠償責任保険にも加入しています。ただ、買い入れ地が毎年ふえていく中で、持続的に適正な維持管理を図るため、古都保存法に関連する全国の自治体が連携して、国に対してこれらの維持管理経費を補助対象とするよう要望しているところです。引き続き関係市町村と連携して、この買い入れ事業を通して奈良の歴史的風土の保存を図っていく所存です。以上です。

○山中委員 昭和43年度からの土地の買い入れの累計面積は約444ヘクタールということです。ただ、ホームページを見ますと、歴史的風土保存区域と歴史的風土特別保存地区の指定があり、平成25年3月現在で歴史的風土保存地域は6,024ヘクタール、歴史的風土特別保存地区は4,892ヘクタールということで、これは必ず買えという話ではないですけれども、認定されている範囲で見ますと、全体的にはおよそ10%を切るような形かと思います。そこで、平成29年度奈良県歳入歳出決算報告書の267ページを見ますと、公有財産購入費の中で不用額として4億5,200万円が上がっています。先

ほど答弁にあったとおりでと思います。結局、買い入れが幾らあっても、国の承認額がつかないといけないということでの不用額だと認識しました。古都保存法があつて、歴史的風土を守ることは、奈良県にとってまだまだ大事なことだと思っています。また、法があるからできないですけれども、むやみな開発につなげないためにも、しっかりと進めていきたいと思っています。

次に、平成29年度主要施策の成果に関する報告書108ページの労働市場創出対策事業についてお聞かせいただきたいと思っています。奈良県では特に県外就業率が高いということで、全国から見てもいつも県内就業率が最下位のほうにあると。そこで、県内における中小企業の人材確保は大変重要な課題ということで、さまざまな取り組みをしていただいています。例えば奈良市と大和高田市にある、しごとiセンターでも、しごとマッチングアドバイザーを配置して、求人、求職のマッチングを図ることで県内就労を促進する事業を進めていただいているかと思っています。平成29年度の成果として、相談件数が1,063件、登録者数が341件、就職件数が24件ということでした。この24件の就職件数がどのような評価なのかについて聞かせていただきたいと思っています。また、今後この就職件数を高めるためにどのような取り組みを考えていかれるのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○水谷雇用政策課長 労働市場創出対策事業についてお答えします。

山中委員がお述べのとおりで、登録者に比べて就職者が少ない状況となっています。しごとiセンターでは、別途、若年者を対象として就労相談等を行う、ならジョブカフェも設置していますが、登録者472人に対して就職者280人で、就職率は約60%となっています。無料職業紹介については、求職者のニーズに応えるため、求職者の方の希望する職種等を丁寧に聞き取った上でニーズに合った求人開拓を積極的に取り組んで、一人でも多くの方の県内就労に努めていきたいと考えています。以上です。

○山中委員 ならジョブカフェに登録されている方の就職率は約60%ということですので、先ほど私が申しあげた、しごとマッチングアドバイザーを通しての就職率とは少し違うのかと思います。しかし、いずれにしても、若い方は非常に大事な働き手ですので、現在の就職率は60%という話でしたけれども、61、62、63%まで高めていこうと指標も示されていますので、しっかり取り組むようお願いしたいと思います。

それから、県内企業で有給のインターンシップを、新卒者、若者を対象に進めていく取り組みもあるようです。この部分については、まだこれから実証していこうという状況か

もしれませんが、そういうことも含めて、奈良ではここまでしっかり若者への就労支援をしていると示していただければと思います。これは要望として言っておきます。

次に、平成29年度主要施策の成果に関する報告書109ページの、若年無業就労支援事業についてお聞かせいただきたいと思います。若年無業者数は、平成24年度の調査では、男女合わせて8,300人だったのが、平成29年度の調査では7,300人へと、1,000人少なくなったわけですがけれども、実際には人口減少が進む中で、本県にとって貴重な労働力となり得る若年無業者に対して、きめ細やかな支援によって新たな労働力人口として迎えることが急務と考えます。そのためにも、地域若者サポートステーションの設置運営を県自身が担って、職業的自立を目指した取り組みをしていると伺っています。そこで、具体的な事業の取り組みと、顕著な成功事例があればお聞かせいただきたいと思います。また、今後は対策の掘り起こし、事業の裾野をどう広げるかが大変重要な課題だと思います。この点についてもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○水谷雇用政策課長 若年無業者就労支援事業についてお答えします。

15歳以上34歳以下の家事も通学も求職活動もされていない方、いわゆるニートと呼ばれている方への就労支援は、非常に大事であると認識しています。取り組み状況については、平成27年度から若年就職困難者職場実習等サポート事業として、働くことに悩みや不安を抱える方を対象に、ジョブコーチによるきめ細やかな支援のもと、民間企業での就労実践訓練を行っています。そこでは、コミュニケーション能力など社会人として必要なスキルの向上や就労意欲の醸成を図り、働く自信をつけることで就職に結びつけており、昨年度は民間企業6社で訓練を実施して、12人の方が就職されました。成功事例としては、例えばホームページの作成に秀でた才能を発揮する方が雇用につながった事例や、倉庫から配達に向けて商品を取り出す、いわゆるピッキング業務について、訓練生によって実習先の業務が大幅に効率化されるとともに、会社の重要な役割を担っている事例があります。そこでは、先輩の訓練生が新たな訓練生を教える体制ができており、業務改善についてアイデアを出し合うなど、働くことにやりがいを感じながら訓練に取り組んでいただいています。

今後の対策方法として、ニートの方への対応に当たっては、各個人によって就業しない理由や要因が異なるために、一人ひとりに合ったきめ細やかな支援が必要であることから、就業につながるまでには多くの時間を要することとなります。しかし、先ほど申し上げたとおり、成功事例を踏まえてこれらのことを企業にも理解していただきながら、関係機関

との連携をより強固なものとして、一人でも多くの方が就業につながるように取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○山中委員 先ほどの労働市場創出対策事業もそうだと思いますけれども、こちらはニートという状況もありますので、一人ひとりの状況の把握が、ある意味もっと大切かと思えます。ニートという状況であっても、例えばホームページが作成できる、また、さまざまな荷物のピッキングをしてもらって、会社の中で重要な位置を占めるという成功事例を聞かせていただきました。そういう意味では本当に貴重な労働力となり得る部分ですので、きめ細かにという部分でしかなかなかまだないように思いますけれども、取り組んでいただきますよう要望して、私の質問を終わります。

○清水委員 私からは2点お尋ねしたいと思えます。

まず、1点目ですけれども、平成29年度主要施策の成果に関する報告書の140ページに、工場の立地件数についての成果があります。平成27年度が25件、平成28年度が32件、平成29年度が34件と、立地が伸びてきていることが数字ではわかるのですが、この指標では奈良県の経済に対してどのように寄与したのかが、非常にわかりづらい。例えば雇用が何人ふえたとか、奈良県全体のGDPがこれぐらいふえたなどという指標の出し方はできないのかどうか、お伺いしたいと思えます。

○箕輪企業立地推進課長 企業誘致によるこれまでの成果で、いろいろな指標があるのではないかというご質問です。

県では、投資や雇用、消費が好循環する自立した地域経済の構築を目指して、企業の誘致活動、立地支援に取り組んでいるところです。新しく企業が立地すれば雇用の場が創出され、県経済の活性化につながると考えています。先ほどおっしゃいました雇用の場の創出は大事だと思っています。

平成29年度主要施策の成果に関する報告書140ページにもありましたように、企業誘致の成果指標として、工場、研究所の立地件数をあげています。これは経済産業省の工場立地動向調査という全国的な調査に基づくもので、平成27年度が25件、平成28年度が32件、平成29年度が34件と推移してきています。ちなみに、平成19年度から平成29年度までの11年間においては295件の立地件数となっています。この経済産業省の調査ですが、工場を建設する目的で1,000平方メートル以上の用地を取得した製造業者等の事業者が対象となっていますので、1,000平方メートル未満の事業者や、製造業者以外の事業者は対象外となっており、実際にはこれより多いと考えています。

また工場以外でも、例えば最近は情報通信業者にも立地いただいています。いろいろな指標がありますが、立地件数は全国的な指標ですので、毎年目標、ベンチマークとしています。もう一つ、先ほどから申し上げていますように、雇用の場の創出が大きなポイントだと考えています。例えば先ほど申し上げた平成19年度以降の11年間の立地企業295社に対して、ことしの3月に県が独自にアンケートや聞き取り調査をしたところ、216社から回答が得られました。その中で、立地に伴って新たに雇用されたのが2,215人です。さらに今後の採用予定が1,703人と伺っています。合わせて3,918人の雇用が創出される予定です。今後、企業が新たに工場建設や操業開始、事業拡大など、いろいろな展開をされる中で、さらに雇用も増加していくと期待しています。雇用の指標も大きなポイントだと考えています。

さらに、雇用の面以外でも、地元に対して寄与していただいている点として、例えば税収効果が上げられると思います。マクロ的な数値ですけれども、例えば295社の立地企業に平成29年度までにおさめていただいた法人住民税と法人事業税、いわゆる地方法人二税ですが、その税額は合わせて20億4,000万円となっています。参考ですが、平成19年度以降の、先ほどと同じ範囲内の地方法人二税の総額は、191億3,600万円となっています。企業誘致の成果としてはいろいろな指標がありますがけれども、きちんととれるものはなかなか少ないと考えています。今申し上げた件数だけでなく、雇用の数や、税収効果も含めて地元へ寄与していただいているということで、今後も引き続き取り組みを行っていきたいと思います。以上です。

○清水委員 工場の立地件数についてはこういう形で推移していると、今、箕輪企業立地推進課長からご答弁いただきましたので、大体わかりました。ただ、誘致は工場だけでもありませんし、今、一番重点的に取り組んでいただいているのはホテルや観光産業の誘致ですし、それから起業支援があります。それらによって、要は県が税を投資して、その結果、これだけのゲインがあるということをもっと具体的な数値であらわせる指標がないのかと単純に思ったわけです。ですので、今後の研究課題として、それも検討に加えていただいて、よりわかりやすく県民に伝える、県の政策をあらわす指標を何とか開発できないのかと思いますが、このあたりについてはどうですか。

○箕輪企業立地推進課長 その他の指標についてです。先ほど申し上げた雇用者数は、直接企業からお話を聞いて把握していますが、税収や、いろいろな統計で、大きいところではGDPなど、その他もろもろ経済活動の指標がありますが、それが企業誘致によって引

き起こされたものかの判断はなかなか難しいと考えています。一つだけの指標で全てを語るのはなかなか難しいと思いますので、いろいろな指標を見て、それをどう判断するかは、清水委員がおっしゃっているように、これから勉強していかなければならないと感じています。これが企業誘致の成果だと申し上げられるきちんとした指標は、なかなか今のところございません。ただ、今後そういう指標を探っていき、実際に効果のある企業誘致を目指していきたいと思いますので、引き続き勉強させていただきたいと思います。以上です。

○清水委員 土木等であれば、道路をつくれればどれぐらい時間が短縮できたとか、B/C（費用便益分析）の計算は指標がほぼ確立されていますが、企業誘致に当たっては、県費が入ったり、国庫補助金が入ったりなど、いろいろな形で推移する中で、できるだけわかりやすい指標があれば、いわゆるB/Cにかわるような指標ができれば、非常にわかりやすく県民に伝えることができると思います。これは国の問題かもしれませんが、何らかそういう統計データを活用した指標作成は、県民に知らせるのに非常に有効だと思いますので、今後の課題として研究を進めていただきたいと思います。

次に、産業廃棄物についてお伺いします。台風21号で関西国際空港の連絡橋に船が激突して、非常に大きな社会問題になったわけですが、大阪湾フェニックス計画があります。産業廃棄物の最終処分地として、奈良県も含めて180幾つの自治体が出資して、稼働しているのですが、今回この台風によって大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）が被災したかどうか、被災したのであれば、被災の中身についてご紹介いただきたいと思います。

○野田廃棄物対策課長 大阪湾フェニックスセンターの台風被害についてお尋ねいただきました。

大阪湾フェニックスセンターは、奈良県をはじめとする管内の自治体が出資等をしている団体ですが、ホームページに被害状況等が掲載されておりました。その内容ですが、関西国際空港と同じ水域にある大阪湾フェニックスセンターの神戸沖埋立処分場で、高潮により海水が流入して、処分場内が冠水しました。それに伴い、水位が護岸の高さを超え、処分場外に内水が流出しました。それ以外にも、搬出もとなる湾岸の基地が各種ありますけれども、こちらにも若干の被害がありました。ただ、先ほど申し上げた神戸沖埋立処分場ほどの被害はありませんでした。そのような状況がありましたので、大阪湾フェニックスセンターにおいて、環境影響をチェックしました。流出した内水と周辺の海水の2点を、2回にわたって調査しましたが、両方ともサンプル調査、水質調査の結果は、海水基準、

環境基準を満たしている状況でした。以上です。

○清水委員 今回被災した内容で、復旧作業等に多額の費用が必要かと思われますけれども、それぞれの自治体に対して、追加負担金もしくは投棄費用に対して加算されることはあるのですか。

○野田廃棄物対策課長 大阪湾フェニックスセンターにおいて、現在、復旧作業をしているところで、まだ被害額の算定が進行途中で確定していません。そういうこともあり、大阪湾フェニックスセンターで被害額をきちんと固めた後で、各自治体に負担を求めるかどうかの判断をすると聞いています。以上です。

○清水委員 大体わかりました。いつ来るかわかりませんが、必ず来る南海・東南海地震の津波の高さは、今回の高潮を超えます。ということは、湾岸に置かれている基地、また大阪湾フェニックスセンターの埋立処分場も全てが被災するわけです。そうなってくると、広域にわたる被害が生じますけれども、当然のことながら、地震に対して奈良県内でも災害ごみが出ます。この災害ごみを、県内処分場で焼却処分できればいいですけども、できないものの中にはあります。一方、大阪湾フェニックスセンターも最終処分地として機能しなくなることが推測されます。そのときの対策は、今どのように考えられているのですか。

○野田廃棄物対策課長 災害時における最終処分場の確保の問題です。

東日本大震災においても広範囲に被災して、清水委員がお述べのように、最終処分場の確保がかなり深刻な課題になったと承知しています。東日本大震災においては、かなり海上輸送で、東北エリアを越えて処分したと聞いています。災害の規模によっても状況は変わってこようかと思えますけれども、奈良県内、それから近畿圏内というブロックを越えた広域で助けてもらうことを検討していかなければならないと思っています。以上です。

○清水委員 今現在も検討していただいていると思いますが、昭和57年の大和川大水害のときは、私は王寺町にいましたが、当時のごみの状況を鮮明に覚えています。自衛隊にも来ていただいて、消毒の作業も手伝っていただきながら、ごみの処分をするだけで1カ月以上要したという記憶があります。ところが、東日本大震災の事例を今言っていただきましたけれども、海上輸送ルートそのものが、恐らく南海・東南海地震の場合はもう機能しないと。港湾設備そのものが機能しないときはどうするのかということです。他府県も含めて、近畿圏の皆さんで協力するといっても限度があると思うのです。ですので、奈良県のごみは奈良県の中でできるだけ処分ができるよう、処分地の確保が必要ではないかと。

今から確保しておかないと、大阪のごみの処分を奈良県にお願いされる可能性もあるわけです。聞きますけれども、現状、奈良県の中で、最終処分地は充足しているのですか。大阪湾フェニックスセンターに頼りっきりののではないかという気がするのですけれども、そのあたりはどうですか。現状は中間処理しかできていないですよ。

○梶田くらし創造部長兼景観・環境局長 南海・東南海地震の、港湾が機能しなくなるレベルを想定しますと、阪神・淡路大震災や東日本大震災といった規模になると思います。そういった大きな災害が起こったときにまず何が大切なのかというと、東北も神戸もそうでしたけれども、大体2年から3年の処理期間を設定して、計画的にやっていくことが一つのポイントになると思います。災害ごみの場合、瓦れきも含めて一般廃棄物となり、基本は市町村での処理がベースになります。ところが、清水委員がお述べのような大きな災害になりますと、県が受託したり、あるいは国が直轄で行うことがあります。規模によって対応していかなければなりません。施設面を考えますと、一般廃棄物と産業廃棄物の2系統がありますが、一般廃棄物は市町村の責任で、必要な能力を確保するのが基本です。無駄な施設をつくれませんから、普通に考えますと、全国的にもキャパシティはないのです。現実にはキャパシティがほとんどないので、災害時に被害を受けていないところがどのように助けていくのか。東北などであったのは、仮設です。大型の仮設施設を設置するとなりますと、用地の問題になりますが、仮設施設の用地と、加えて一番大きな課題として我々が受けとめているのは、置き場です。長期間の中で計画的にリサイクルする分、あるいは最終処分する分と、系統立ててやっていくと。奈良県の中で南海・東南海クラスの地震が発生し、被害を受けて、県の中で自己完結型で処理するのはなかなか難しいと思います。そういうことで、近畿ブロックの中で、あるいは近畿対中部地方、近畿対中国地方という連携の中でこれからやっていかなければならないということで、平成28年3月に、奈良県災害廃棄物処理計画をまとめています。この計画を行動計画レベルまで持っていきたいのですが、場所の問題もあり、今、市町村と継続して検討している状況です。

○清水委員 非常に難しい問題だと思います。今、梶田くらし創造部長兼景観・環境局長におっしゃっていただいたように、私も無駄なものを事前に設ける必要は何もないと思います。ただ、南海・東南海地震の場合は、海のルートは100%使えなくなります。奈良県の地理的特性から言いますと、北を向いて道路、東を向いて、西を向いて道路、その道路も、幹線道路にしても非常に脆弱です。そのような中で、輸送ルートをどう確保するのかも含めて検討をされていると思います。特に災害時は非常に多くのごみが出てきますし、

一般廃棄物で山盛りになって、小学校のグラウンドや、企業が抱えている空き地、その他空地は、全部ごみで埋まってしまう。それを処理するのに数年かかってしまうのが現実です。また、燃やしても最終的に最終処分場をどうするのかという問題が必ず出てくるわけです。災害だから我慢しようというところもあるかもしれませんが、危機感を持った対策が必要だと思います。何とか各市町村に手を挙げていただいて、ここだったら受け入れができるということも含めて検討していただくことが非常に大事だと思いますので、今後の取り組みについて、短目にご答弁いただけたらと思います。

○**樹田**くらし創造部長兼景観・環境局長 清水委員からご指摘いただいたとおりだと思います。最終処分場の確保が難しいから議論をしないと、難しいからつukらないというではありません。必要ですが、場所の問題もありますので、引き続きしっかり市町村と話をしていきたいと思います。

○**清水**委員 必ず南海・東南海地震は来ます。そのときの奈良県の震度が6強なのかどうかはわかりませんが、必ず来ると想定した取り組みを進めていただきたいと要望を申し上げて、私の質問を終わります。

○**小林**委員 私からは3つの質問をさせていただきます。

1つ目は、ことし3月の予算審査特別委員会でもお尋ねしましたが、西奈良県民センターは、予防注射や健康診断など、西部地域の保健センターとして、また、税金の確定申告、相談や、地域の交流の場として多くの皆さんから利用されてきました。1971年に建てられ、随分老朽化したということで、2年前に閉鎖をされました。以前にもその後の活用についてお聞きしたのですが、先日から建物が解体されていて、何を建てるのかと何人かの方からお尋ねがあります。そこで、今行われている解体工事はいつまでになるのでしょうか。それから、解体後の活用はどうなるのかをお尋ねします。

○**東川**青少年・社会活動推進課長 西奈良県民センターについてのお尋ねです。

西奈良県民センターは、小林委員がお述べのように、平成27年12月定例会において、奈良県県民センター条例を廃止する条例を議決いただき、平成28年3月31日をもって廃止しました。現在、除却工事にかかっており、工期は来年の3月までです。また、跡地についてのお尋ねですが、あの場所は奈良市都市計画において、公園・緑地となっていること、また、大淵池公園と隣接していること等を踏まえて、今後の管理や利用について検討していきたいと考えています。以上です。

○**小林**委員 今後の管理などはこれからの検討ということでお伺いしました。先ほどから

言っていますように、これまで西奈良県民センターは、住民のコミュニティーの場として非常に貴重な場であり、当時の案内を持っているのですけれども、対話と交流の場、県政広報の場、県民の文化活動の場ということで、大変たくさんの方が利用されてきました。周辺の方としては、これまでのようなコミュニティーの場としての利用を強く望んでおられるので、今後の活用については、住民の声を十分聞いて進めていただくように要望しておきます。

2つ目に、ごみの減量と再生利用についてお尋ねします。奈良県ではごみの処理や産業廃棄物の不法投棄がこれまで大きな課題となってきました。住民の最大の願いは、ごみの不法投棄をなくして、ごみの減量と再生利用を進めることだと思っています。こうした中で、県では循環型社会の推進ということで、奈良モデル・プロジェクト推進事業に今取り組まれています。その柱が、一般廃棄物処理の広域化、ごみ減量化・再生利用の推進、不法投棄・使用済家電対策の強化などとなっています。県民1人当たりのごみの排出量は近年減少しつつあるようですが、かなりの部分を占める事業系ごみを、どのように減らしていくかが大きな問題だと思います。また、事業系ごみが再生利用できる可能性も大いにあります。そこでお尋ねしますが、ごみの処理、減量化の問題で、ごみの排出量、リサイクル率はどのように変化してきているのでしょうか。また、ごみの減量化に向けてどのように今取り組んでいるのか、お尋ねします。

○野田廃棄物対策課長 小林委員がお尋ねの一般廃棄物の排出量については、一人1日当たりのごみの排出量の時系列変化を見ますと、平成18年度が1,034グラム、平成23年度が920グラム、平成28年度が905グラムとなっており、ごみの減量化は一定進んできていると考えています。また、一般廃棄物のリサイクル率の時系列の変化についてですけれども、平成18年度が16.3%、平成23年度が13.5%、平成28年度が15.2%となっており、年によって増減があるものの、ほぼ横ばいという状況です。ごみの減量化をさらに進めるために、ことし3月に策定した第4次奈良県廃棄物処理計画においても、廃棄物の排出抑制の推進を施策の柱の一つとして重点的に推進していくこととしています。具体的には、1点目に、ごみゼロ生活の推進として、環境への負荷の少ない生活スタイルを実践することに向けた啓発等の取り組み。2点目に、廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルの取り組みを進める企業に、環境省に登録された環境カウンセラーを派遣。3点目に、市町村と連携して、県職員が多量排出事業所に出向き、ごみの減量化や適正処理を指導、などの取り組みを進めていきたいと考えています。

また、もう一つの施策の柱として、廃棄物の循環利用の促進を重点的に推進していくこととしていますが、県内市町村においても、民間企業との連携を含めてリサイクルに取り組んでいます。例えば廃食用油を石けんや燃料等の原料として売却している自治体が17市町村、金属を取り出すことができる使用済み小型家電を回収している自治体が23市町村、剪定枝や刈り草などを堆肥化している自治体が7市町、生ごみを堆肥化している自治体が9市町村となっています。また、県においても、県内で発生する廃棄物を有効利用して、製造・加工されたリサイクル製品のうち、一定の基準を満たすものを奈良県リサイクル認定製品として認定する制度を平成15年度に創設して、平成29年度においては、土木資材119件、肥料5件、木製品9件、その他18件、計151件の製品を認定して、リサイクルの促進に努めているところです。一般廃棄物の処理は廃棄物処理法において市町村の責務と定められていますけれども、県としても引き続き奈良モデルの一環として、県・市町村担当課長会議やワーキング会議等を通して、ごみの減量化やリサイクルに関する効率的な取り組みを市町村と情報共有して、循環型社会の形成を促進していきたいと考えています。以上です。

○**小林委員** 先ほども言いましたように、事業系ごみの減量が一番大きな課題と思っています。新しい施策も進めていただいているようですが、リサイクル率は全国42位ということで、まだまだ低い。認定制度をつくるなどで取り組んでいただいていますけれども、この点に留意していただいて、さらなる減量化と再生利用の促進をしていただきたいと思います。

次に、現在、県では奈良モデルの一つとしてごみ処理の広域化を進めていますけれども、現状はどのようになっていますか。

○**西井環境政策課長** 県内のごみ処理の広域化は、市町村がごみ処理を安定的に継続させるとともに、財政負担の軽減等の効果が期待できることから、県としても頑張る市町村とともに奈良モデルによる重点プロジェクトの一つとして積極的に推進しています。現在、県内4地域においてごみ処理広域化の取り組みが進められています。1つ目に、御所市、田原本町、五條市の3市町で構成される、やまと広域環境衛生事務組合では、3施設を1施設に統合整備される形で施設建設が進められ、平成29年6月にやまとクリーンパークが竣工したところです。2つ目に、山辺・県北西部地域では10市町村が参加し、7施設が1施設に統合整備される形で施設建設を進められています。平成36年2月の稼働を目標に、現在、環境影響評価調査や基本設計等に着手されています。3つ目に、南部地域で

は7町村が参加し、2施設が1施設に統合整備される形で施設建設が進められています。現在、基本設計等に着手されています。4つ目に、桜井・宇陀地域では4市村で構成する桜井・宇陀地域ごみ処理広域化推進協議会が平成28年11月に設置され、桜井市の現有施設を活用した委託処理方式による共同処理についての検討・協議が進められています。なお、北部地域については、平成29年2月より、生駒市、大和郡山市、平群町の3市町において広域化についての勉強会が実施されており、平成30年2月からは奈良市、平成30年5月からは斑鳩町が参加しています。今後も関係市町村の意向を受けて、奈良モデルの取り組みにより、市町村の行財政効率の向上及び安定・継続的なごみ処理の確保が図られるよう、技術、財政の両面から積極的に支援していく所存です。以上です。

○小林委員 ごみ処理の広域化がそれぞれのところでかなり進んでいっていますが、広域化によってごみ処理施設の大規模化が進むとともに、立地が遠方となって、今後、県民のごみ減量化やリサイクル促進の取り組みがおろそかになってしまうのではないかと懸念しています。ごみ問題が住民から離れた問題とならないように、これからまだ相談されるところもあるのですけれども、市町村の意向も十分尊重していただいて、広域化ありきではなく、さらなるごみの減量化に向けて、市町村と連携・協働した取り組みをされるように求めておきたいと思います。以上です。

○中野委員 通告はしていませんが、矢田山の遊びの森の遊歩道についてお聞かせをいただきたいと思います。平成30年7月豪雨で、矢田山遊びの森にある土地改良区の土地で池の堤防が崩れ、その上の遊歩道も崩れたことについて相談があったと思いますけれども、どういう相談であったのかお聞かせいただきたいと思います。

○伊賀景観・自然環境課長 中野委員がお述べの、矢田山の遊びの森の遊歩道ですが、平成30年7月豪雨によりため池の堤の一部が崩れて、その上の歩道も崩れました。ため池については、水利組合等の関係者や大和郡山市との協議を行い、そちらで対応すると。その上の遊歩道については、県の施設ですので、県で修復・復元することになりました。また、ため池に落ちた土のしゅんせつ、泥上げについても県で行うことになっています。以上です。

○中野委員 遊歩道には、県の工作物はあったのでしょうか。

○伊賀景観・自然環境課長 転落防止柵がありましたが、撤去して新設する考えです。以上です。

○中野委員 何を申し上げたいかといいますと、当初、地元の方がおっしゃっている話で

は、この遊歩道に関してはもう予算もないし、関係がないとして、すたこらさっさと逃げ帰ってしまったということで、私のところに相談がありました。県の工作物があって、通路として使っている、これは昔の古道というのか、そういうところを利用しながらうまく遊歩道をつくっているのです。今はやりのウォーキングで、平群町、斑鳩町、大和郡山市、生駒市などの方が、驚くほどたくさん歩かれるのです。そういう意味で非常に大事な道路で、奈良県もそのような遊歩道を早くに設置されたことは大変評価するのですが、台風などがこれからたくさん来る中で、これからもこういう事故があると思いますけれども、予算がないからうちは関係ないと放り出すのはいかがなものかと思うのです。地元の方も首をかしげているけれども、そうしたのではないですか。今首をかしげているけれども、私のほうが首をかしげたくなる。逆、逆です。誤解のないように言っておきますけれども、全部県がやれと言っているわけではないのです。土地改良区にもそれ相応の分担、それから大和郡山市にも分担がありますが、遊歩道が通っていて、そこになおかつ工作物があるということは、県に責任がないと言えないと思う。ですから、真摯に対応して、持ち分の責任にはそれなりに応じるべきではないかと思うけれども、いかがですか。

○伊賀景観・自然環境課長 どうも済みませんでした。今後真摯に対応していきたいと思っています。

○中野委員 どうぞ真摯に対応していただきたいと思います。けれども、予算がなければどうにもできないわけです。そういう緊急対策の予算は、ストックされているか、されてないか、どちらですか。

○伊賀景観・自然環境課長 緊急的な予算は今のところありません。以上です。

○中野委員 ないのですか。

○伊賀景観・自然環境課長 はい。

○中野委員 揚げ足を取るわけではないけれども、そうであれば、どうやって真摯に対応するのか。

○奥田くらし創造部次長（企画管理室長事務取扱） 緊急的な予算については企画管理室で幾分持っていますので、そういったものも含めて対応させていただく予定です。

○中野委員 対応していただけるわけですね。真摯に対応するとおっしゃいましたけれども、対応しなくていい部分まで対応しろと言っているわけではないのです。これだけ誤解のないように。しなければならぬ持ち分にはしっかりと対応してほしいということですので、どうぞご理解いただき、次にはスムーズに行くように心からお願いして、終わらせ

ていただきます。

○清水委員 平成29年度主要施策の成果に関する報告書の99ページに、大和川水質改善事業が載っています。以前、「よみがえれ！大和川清流復活大作戦」として、流域の市町村全部が水質改善を目指そうと大キャンペーンを組んでいたのですが、最近もう一つそういう気運が見えない。何となく大和川の水質が改善してきたからもういいのではないかという感じにも受け取れるのです。2月に確かにやっていただいていると思うのですが、予算的にも121万2,000円しかついていない。もう少しどうにかできないかという思いもあります。王寺町は奈良県の最下流でもありますので、一旦出水すると、河川の中でも非常に花が咲く、その花を咲いたものを住民の皆さんが必死になって美化運動をしていただいている。それと水質とは少し異なりますけれども、現状を打開するために、もう少し何らか考えることがあるのではないかという気がするのですが、今後の方針についてお伺いしたいと思います。

○西井環境政策課長 大和川については、大和川清流復活ネットワークで、県土マネジメント部が所管しているところもあるのですが、環境の所管としては、きれいに暮らす奈良県スタイル推進事業があります。その中で、大和川のきれい化を一番に挙げています。大和川本川は、きれい化の中で環境基準をクリアしているのですが、支川を見ていきますと、まだまだ環境基準をクリアしていないところがあるということで、昨年度から、大和川の左岸にあたる高田川、土庫川、葛城川流域の、大和高田市、広陵町を対象に、きれいに暮らす奈良県スタイル推進協議会の中で部会を立ち上げています。部会のメンバーは、県、市町、地元自治会、企業などの商工会で、何とか環境基準をクリアする手当てはないかと、いろいろな対応、対策を検討しています。その中で、県の環境政策課としては、水質分析の継続的な調査とあわせて、単独浄化槽が多い地域、下水道は来ているけれども未接続が多い地域など、地域ごとに焦点を当てて、啓発を今年度から徐々に進めています。また、今年度は大和川右岸の岡崎川、三代川についても、まだ環境基準を支川として達成していないので、今年度部会を立ち上げて、啓発の仕方など、どのようなやり方がいいのかをいろいろと検討して、実際に啓発活動を進めていくところです。もうしばらくはこの辺をしっかりと進めていきたいと思えます。以上です。

○清水委員 ぜひとも各ブロック、支川流域、それに関連する市町村と共同して取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

○松尾委員長 ほかにございませんか。

ほかに質疑がなければ、これをもってくらし創造部、景観・環境局及び産業・雇用振興部の審査を終わります。

最後に、本日の総括項目の確認ですが、総括のご発言はありませんでしたので、なしと。ある場合は、また後でお知らせください。

次回、10月15日（月曜日）は午前10時より農林部、県土マネジメント部、まちづくり推進局及び警察本部の審査を行い、その終了後、水道局及び教育委員会の審査を行いますので、よろしくお願いします。

これで本日の会議を終わります。